

西部配水場電力調達契約書

稻美町（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇（以下、「受注者」という。）との間に、西部配水場における電力の調達について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、稻美町配水場及び処理場で使用する電力調達仕様書及びこの契約の条項に基づき発注者の西部配水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（電気需給約款）

第2条 発注者と受注者との間の電気需給に関する取引については、本契約に定める条件及び受注者が定める電気供給約款等（以下「供給約款等」という。）に定める条件を適用するものとする。

（電気方式等）

第3条 電気方式、受電方式、計量電圧及び標準周波数は次のとおりとする。

- (1) 電気方式 交流 3相 3線式
- (2) 受電方式 1回線受電（常用）
- (3) 標準電圧 6,600V
- (4) 標準周波数 60Hz

（契約電力等）

第4条 契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）及び予定使用電力量は次のとおりとする。

- (1) 常用契約電力 その1月の最大需要電力と前11カ月の最大需要電力のうちいちずれか大きい値とし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者との協議の上、契約電力を決定する。
 - (2) 予定使用電力量 _____ kWh
- 2 使用電力量はあくまでも予定量であり、これを上回り、また下回ることがある。
- 3 本契約の締結後、契約電力の変更が必要になったときは、双方協議の上、変更することができる。

（権利義務譲渡の禁止）

第5条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（機密を守る義務）

第6条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、第12条に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後

においても、同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

(契約金額)

第7条 契約金額は、次に掲げる各金額とする（消費税及び地方消費税額を含む）。

- (1) 基本料金単価（契約電力） 金 円 (1kW、1月当たり)
(2) 電力量料金単価（昼間電力） 金 円 (1kWh当たり)
（夜間電力） 金 円 (1kWh当たり)
（重負荷電力） 金 円 (1kWh当たり)

(消費税法の改正に基づく改定)

第8条 消費税法(昭和63年法律第108号)の改正による消費税率の変更があった場合における契約金額は、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出するものとする。

(燃料費調整)

第9条 電気料金の算定に当たっては、需要場所を電力供給区域に含む一般電気事業者の適用する燃料費調整単価による調整を行うものとする。

(再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金)

第 10 条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるものとする。

(契約期間)

第 11 条 契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（長期継続契約）とする。

(契約保証金)

第 12 条 受注者は、財務規則第 92 条の規定による契約保証金を納めなければならない。
ただし、同条第 1 項各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

(供給の方法)

第13条 西部配水場で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

(電気の安定供給)

第14条 受注者は、発注者に対する電力の安定供給に努めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、電力の供給を中止し、又は発注者に対し電力の使用を制限し、若しくは中止の申出をすることができる。

- (1) 電力の需給上やむを得ない場合
 - (2) 受注者の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合
 - (3) 受注者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
 - (4) 非常災害の場合

(5) その他保安上必要がある場合

- 2 一般電気事業者の送電線を使用して電気託送により供給している場合は、前項各号の規定に関し当該一般電気事業者との接続供給契約による安定供給を図らなければならぬ。ただし、当該一般電気事業者の都合で電気の供給中止又は制限が生じる場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による電力の供給中止又は制限を行おうとするときは、受注者は、発注者に対し事前に連絡し、了解を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りでない。

(計量及び検査)

第15条 受注者は毎月1日の0時から当該月の最終日24時までの期間(以下「計量期間」という。)に電力量計に記録された値により計量し、その結果について、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 檢針日は、次により、実際に計量を行った日又は計量を行ったものとされる日とする。
 - (1) 計量は毎月1日に、受注者が行う。
 - (2) 発注者又は受注者の事情により、1日に計量することができない場合には、受注者はその翌日以降に検針を行なうことがある。
 - (3) 非常変災の場合等やむを得ない事情のあるときは、受注者は1日以外の日に計量することがある。
 - (4) 第二号および第三号の場合については、受注者は1日に計量したものとして取り扱う。

(料金の計算)

第16条 料金の計算は1月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量により、次の計算方法で行う。なお、力率の変動その他の要因による電力基本料金単価等の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地区を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件に基づいて協議し、決定するものとする。

$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金等}$$

基本料金、電力量料金等(燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等を含む)の算定は次のとおり。

$$\begin{aligned}\text{基本料金} &= \text{電力基本料金単価} \times (\text{消費税} + \text{地方消費税}) \\ &\quad \times (185\% - \text{力率})\end{aligned}$$

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{電力量料金単価} + \text{燃料費調整単価}) \times (\text{消費税} + \text{地方消費税})$$

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} = \text{使用電力量} \times \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \times (\text{消費税} + \text{地方消費税})$$

(電力量料金)

第 17 条 電力量料金の詳細は、双方協議の上、別途定める。

(力率)

第 18 条 力率は、その 1 月のうち毎月 8 時から 22 時までの時間における平均力率とする。

単位は%とし、小数点以下四捨五入する。(瞬間力率が、進み力率となる場合は、その瞬間力率は 100%とする)

2 平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率} (\%) = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}} \times 100$$

(支払方法)

第 19 条 受注者は、検針後速やかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、発注者は当該請求書が適正であると認めたときは、請求書を受領した日から起算して 30 日以内にその電気料金を支払うこととする。

なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、少数点以下 1 位で四捨五入するものとする。また、代金の計算における金額ならびに消費税相当額の単位は、円単位とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

2 受注者は、発注者が前項に規定する期日までに支払いが完了できるよう、その月の検針日の翌日から原則として 8 日以内に前項の規定による請求を行うものとする。

(契約の解除)

第 20 条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、その事由を受注者に通知することによりこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他受注者の責めに帰さない理由によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。
- (2) 発注者がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が稻美町における暴力団排除の推進に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 受注者が履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする契約（以下「再委託契約」という。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、発注者が前項の規定により契約を解除したときは、未供給となる全ての調達にかかる予定額（契約単価に予定数量を乗じて得た額をいう。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、違約金を上回る損害が発注者にあるときは、受注者は、その損害を発注者に賠償しなければならない。

3 受注者が前項に規定する額を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者が発注者に対し、第 13 条に掲げる契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行っているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を違約金に充当することができる。

5 受注者は、発注者が本契約に違反して、その違反によって受注者がこの契約に基づく債務の履行ができないときは、その旨を発注者に通知することによりこの契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 21 条 受注者は、次のいずれかに当該したときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、受注者が発注者に賠償する額は、受注者が当該第三者に対して、停電により通常負うこととなる損害賠償義務の範囲に限るものとする。

(1) 天災その他受注者の責めに帰さない理由による停電を除き、停電により、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(2) 前条第 1 項の規定により契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(3) 受注者の責めにより生じた停電により第三者が損害を被った場合において、発注者

が当該第三者にその損害額を支払ったとき。

(契約解除による料金の精算)

第 22 条 発注者が第 20 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者が履行した部分に相当する金額（精算金等を含む）をもって精算する。

(談合その他不正行為に対する措置)

第 23 条 第 20 条第 1 項に定めるもののほか、発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。ただし、独占禁止法第 77 条の規定により、審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。
 - (2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。ただし、独占禁止法第 77 条の規定により、審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。
 - (3) 受注者に違反行為があつたとして行った公正取引委員会の審決に対し、受注者が独占禁止法第 77 条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当し、刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項の規定により発注者が契約を解除したときは、総契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(賠償額の予定)

第 24 条 受注者は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、総契約金額の 100 分の 20 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。ただし、同項第 1 号から第 3 号までの規定のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、総契約金額の 100 分の 20 に相当する額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 受注者が前 2 項に規定する額を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算し

た額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(暴力団等による履行の妨害等)

第 25 条 受注者は、当該契約の履行に当たり、暴力団等から妨害その他の不当な手段による要求を受けたときは、発注者に報告し、かつ、警察に届け出て、捜査上必要な協力をすること。

(特約事項)

第 26 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があったときは、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(定めのない事項の処理)

第 27 条 本契約書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、発注者の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各々その 1 通を保有する。

令和　年　月　日

発注者住所　兵庫県加古郡稻美町国岡 1 丁目 1 番地

氏名　稻美町

稻美町長　中山哲郎

受注者住所　○○県○○市○○区○○町○丁目○番○号

氏名　○○○○○株式会社

代表取締役　○○　○○　印